



令和 4 年 4 月 1 5 日
海 上 保 安 庁

「港則法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

港則法の港の区域の変更等を内容とする「港則法施行令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

港則法（昭和 23 年法律第 174 号）では、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るため、全国 500 箇所の港（適用港）において、港内における一般的な航法や、工事作業の許可等に係る規定を定めています。

また、港則法施行令（昭和 40 年政令第 219 号。以下「施行令」という。）においては、適用する港の区域（以下「港域」という。）や特定港の対象とする港を規定しているところ、今般、防波堤の延伸に伴い、港域を変更する等の必要があることから施行令を改正することとします。

2. 概要

以下の港について港域の変更等を行う。

けせんぬま 気仙沼港（宮城県） さかい 境港（鳥取県・島根県）

3. 今後のスケジュール

公布：令和 4 年 4 月 20 日（水）

施行：令和 4 年 5 月 1 日（日）

港則法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 境港の区域を変更するものとする事。

(別表第一関係)

第二 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 この政令は、令和四年五月一日から施行するものとする事。

(附則関係)

政令第 号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一宮城県の一部気仙沼の項中「上段灯台（北緯三八度五二分四八秒東経一四一度三六分一七秒）から一六二度三〇メートル」を「梶ヶ浦防波堤突端（北緯三八度五三分東経一四一度三六分七秒）から一四八度四六〇メートル」に改める。

別表第一鳥取県島根県の部境の項中「三、七六〇メートル」を「四、一一五メートル」に、「二四一度一、三四〇メートル」を「二四四度三〇分一、七一五メートル」に、「二三八度三〇分」を「二四八度」に改める。

附 則

この政令は、令和四年五月一日から施行する。

理由

境港の区域を変更する等の必要があるからである。

港則法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第一（第一条関係）				別表第一（第一条関係）			
都道府県	港名	港の区域		都道府県	港名	港の区域	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
宮城県	気仙沼	梶ヶ浦防波堤突端（北緯三八度五三分東経一四一度三六分七秒）から一四八度四六〇メートルの地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面		宮城県	気仙沼	上段灯台（北緯三八度五二分四八秒東経一四一度三六分一七秒）から一六二度三〇メートルの地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
鳥取県	境	美保関三角点（一六七メートル）（北緯三五度三四分東経一三三度一八分二七秒）から二一三度三〇分一、二六〇メートルの地点から二〇六度四、一五メートルの地点まで引いた線、同地点から二四度三〇分一、七一五メートルの地点まで引いた線、境港指向灯（北緯三五度三二分五二秒東経一三三度一四分二二秒）を中心とする半径四、〇〇メートルの円弧のうち同灯から一四八度に引いた線以南であつて、かつ、一六四度に引いた線以東の部分、和名鼻（北緯三五度三一分五三秒東経一三三度一〇分四九秒）から一五五度に江島まで引いた線、大根島亀埼東端から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面		鳥取県	境	美保関三角点（一六七メートル）（北緯三五度三四分東経一三三度一八分二七秒）から二一三度三〇分一、二六〇メートルの地点から二〇六度三、七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、境港指向灯（北緯三五度三二分五二秒東経一三三度一四分二二秒）を中心とする半径四、〇〇メートルの円弧のうち同灯から一三八度三〇分に引いた線以南であつて、かつ、一六四度に引いた線以東の部分、和名鼻（北緯三五度三一分五三秒東経一三三度一〇分四九秒）から一五五度に江島まで引いた線、大根島亀埼東端から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

港則法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○港則法（昭和二十三年法律第七十四号）（抄）

（港及びその区域）

第二条 この法律を適用する港及びその区域は、政令で定める。

○港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）（抄）

（港及びその区域）

第一条 港則法（以下「法」という。）第二条の港及びその区域は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第一条関係）

都道府県	港名	港の区域
宮城県	気仙沼	上段灯台（北緯三八度五二分四八秒東経一四一度三六分一七秒）から一六二度三〇メートルの地点から二七〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鳥取県	境	美保関三角点（一六七メートル）（北緯三五度三四分東経一三三度一八分二七秒）から二一三度三〇分一、二六〇メートルの地点から二〇六度三、七六〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二四一度一、三四〇メートルの地点まで引いた線、境港指向灯（北緯三五度三二分五二秒東経一三三度一四分二二秒）を中心とする半径四、〇〇〇メートルの円弧のうち同灯から一三八度三〇分に引いた線以南であつて、かつ、一六四度に引いた線以東の部分、和名鼻（北緯三五度三一分五三秒東経一三三度一〇分四九秒）から一五五度に江島まで引いた線、大根島亀崎東端から九〇度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

(略)
(略)
(略)